

令和4年12月22日
スポーツ推進部

世田谷区立千歳温水プールの指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和6年4月からの世田谷区立千歳温水プールの指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立千歳温水プールの指定期間が令和6年3月で終了することから、令和4年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立千歳温水プール条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月からの指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立千歳温水プール
- (2) 所在地 世田谷区船橋七丁目9番1号

3. 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする（別紙参照）。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

(2) 選定委員会による評価

第1回選定委員会において現指定管理者の評価を実施したところ、令和元年度から令和3年度の評価シートや、指定管理者が独自に実施する外部評価報告書の結果なども踏まえ、全体として概ね良好に管理・運営されていると評価された。一方で、指定管理料が増加傾向にあるため、次期指定管理者候補者の選定にあたっては、自主事業の効果をより適正に収支に反映させる視点を取り入れていく。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	グリーン購入や照明照度管理など省エネ・リサイクル等環境に配慮した取り組み及び、計画的な施設修繕を通じ、利用者の安全を守り、地域のスポーツの場として長期的に営業を継続するために必要な維持管理を行っていると評価できる。
2. 施設の運営	地域や関係団体と連携し、区民の心身の健全な発達を目指してシュノーケリング体験や健康講座など各種事業を実施しており、また柔軟な勤務体系や障害者・高齢者雇用に取り組み法令遵守に努めてきたことは、概ね区が求めるレベルを満たしていると評価できる。
3. 事故や緊急時等への対応	日ごろから緊急時の訓練を行い、浴室で急病人が発生した事故では、迅速な対応を行ったが、その後区と連携・協議し緊急呼び出しボタンの設置やAEDの増設など、管理体制の強化等に努めたことは一定の評価をするとともに、事業者の更なる自主的な安全管理の改善を期待する。
4. サービス向上の取組み	公共施設として、英語版の利用案内の発行やイラストを用いた案内掲示など年齢・国籍・障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい環境整備に取り組んでいる。また、コロナ禍において、施設内の混雑緩和を目的とした受付システム導入など、時流に合わせ速やかに改善に取り組む姿勢は評価できる。
5. 収支状況	利用料金収入増のため年間事業計画を立て、支出縮減策として計画的な修繕や省エネ施策などを講じており、区が求める基準は満たしていると評価できるものの、区の厳しい財政状況を鑑みると事業者の創意工夫による一層の経費上昇抑制策を期待する。
6. 改善の取組み	地域と連携し施設特性を生かした自主事業に取り組み、運営や修繕においてその都度区と協議し適切な対応を図ることで、スポーツに触れる機会を創出したことは評価できる。今後は、更に効率的な管理運営のもと、引き続き、民間事業者としてのノウハウを生かした改善を図られたい。

【総合評価】

当該指定管理者は、社会体育施設の管理運営事業の実施と、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を目的として設立された区の外郭団体であり、施設開設時の平成11年度より千歳温水プールの業務委託受託者となり、平成18年度からは指定管理者となり現在4期目を担っている。

当該施設の地域スポーツ施設としての位置づけを踏まえ、まちづくり推進協議会や地元自治会、近隣学校施設等と連携した各種イベントなども実施している。また、区民の健康増進、青少年から高齢者まで幅広い世代に対応したスポーツ教室の開催、障害者スポーツを中心とした施策、健康運動室を活用した健康事業などに積極的に取り組み、区のスポーツ行政の補完役及び生涯スポーツ振興事業の担い手として事業展開を図っており、効率的かつ効果的な事業運営を実現している。

今期は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急な施設休館を余儀なくされる中、早期に感染防止対策を定め利用再開の準備に取り組むとともに、再開後も短時間運営や利用人数制限など、刻々と変化する国や都、区の方針に隨時対応してきた。また、混雑緩和を目的とした受付システムの導入、共有部の消毒作業のための清掃の効率化など適切な感染防止策を行い、利用者が安心して利用できる環境を構築・維持してきたことは評価できるものである。

この指定管理期間全体を通して、利用者の安全確保を最優先としつつ、サービス向上策として季節に応じたイベントや利用者参加型イベントの実施など、利用者の満足度向上を目指し新たな取り組みに挑戦する姿勢は、指定管理者制度の導入効果を十分に発揮している。一方、近年は指定管理料が増加傾向にあるため、利用者サービスを維持したうえで管理運営経費の上昇を抑制する点については、効果を十分発揮しているとまでは言えない状況であった。

上記を踏まえ、次期指定管理者候補者の選定にあたっては、引き続き指定管理者制度を適用し、競争原理の中でより良い提案が期待できることから、指定管理期間を5年間、公募により選定するのが望ましい。

【実績評価の反映】

「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」）」に定める実績評価結果の次期選定時への反映として、年度評価3年間分（令和元年度～令和3年度）の配点数に対する合計点数の割合が76%であったため、ガイドラインに沿って、現在の指定管理者が応募する場合は加点・減点は行わない方向とし、最終的には年度評価4年間分（令和元年度～令和4年度）の結果を踏まえて加点・減点の有無を決定する。

6. 指定管理者制度導入の理由

施設の維持管理や運営面において、指定管理者による柔軟な取り組みにより、利用者サービスの向上が図られるなど、指定管理者制度導入の効果が見られる。また、指定管理者制度では、管理運営が適切に行われているか選定委員会による外部からの評価が行われることでより適正な管理運営が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会による審議結果等を踏まえ、条例第15条第3項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(2) 選定基準

条例第15条第3項に定める選定基準に基づき、選定を行う。

- ①スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②温水プール等の効用を最大限に發揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- ③温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) その他

本施設については、前回（平成30年度）選定時、応募団体が1団体のみであったため、応募を促す取り組みとして今回の選定において以下を実施する。

- ①公募期間の拡大
- ②自主事業・収益事業による効果を含めた指定管理事業収支を採用し、採点する。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年 2月	スポーツ・交流推進等特別委員会報告（評価・選定方法）
4月	公募開始
6月～7月	選定期間
7月	政策調整会議（選定結果）
9月	スポーツ・交流推進等特別委員会報告（選定結果） 第3回区議会定例会（指定）
令和6年 4月	次期指定管理者による管理開始

別紙

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	上岡 洋晴	東京農業大学地域環境科学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	後藤 貴浩	国士館大学文学部教授
	原 恵来	日本大学スポーツ科学部専任講師
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」 クラブマネージャー
内部委員	片桐 誠	生活文化政策部長
	山戸 茂子	高齢福祉部長